

中野区の景観づくりの進め方について

中野区基本計画では、「政策18 快適で魅力ある住環境をつくる」「施策47 まちなかの安全性・快適性の向上」が掲げられている。

その施策の主な取組として「良好な住環境を構築する景観形成の推進」が位置づけられており、後期（令和5～7年度）に景観計画の策定、計画に基づいた取組の推進をしていくこととしている。

については、今後の景観づくりの進め方について報告する。

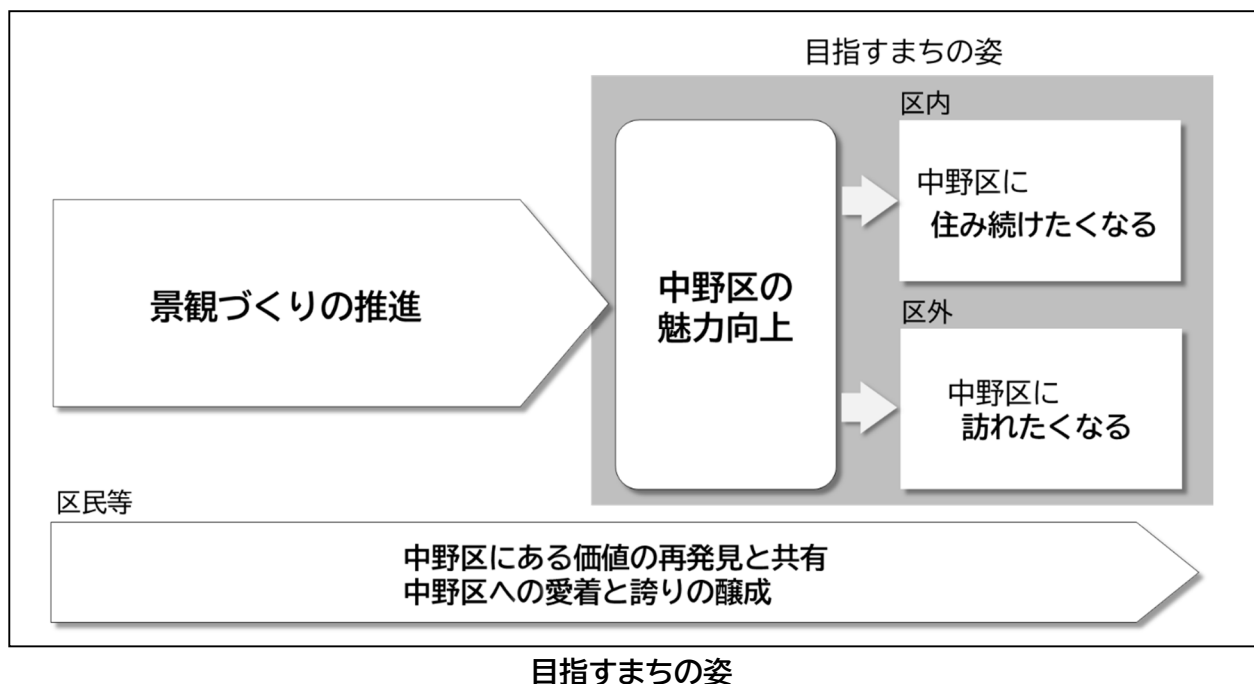
1 中野区における景観づくりの現状

現在、中野区の景観行政は、東京都が景観行政団体として、東京都景観計画に基づく規制・誘導を行っている。特別区では、23区中20区が景観行政団体へ移行しており、各区の景観計画に基づいた取組を実施している一方で、中野区は景観法に基づく取組を実施していない状況にある。

なお、「景観法運用指針」（国土交通省 令和4年改定）では、「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい」としている。

2 中野区における景観づくりの目指すまちの姿

景観づくりの推進により、中野区に住み続けたいくなる、中野区を訪れたいくなるようなまちの姿の実現を目指す。



3 景観づくりの基本的な考え方

(1) 基本目標

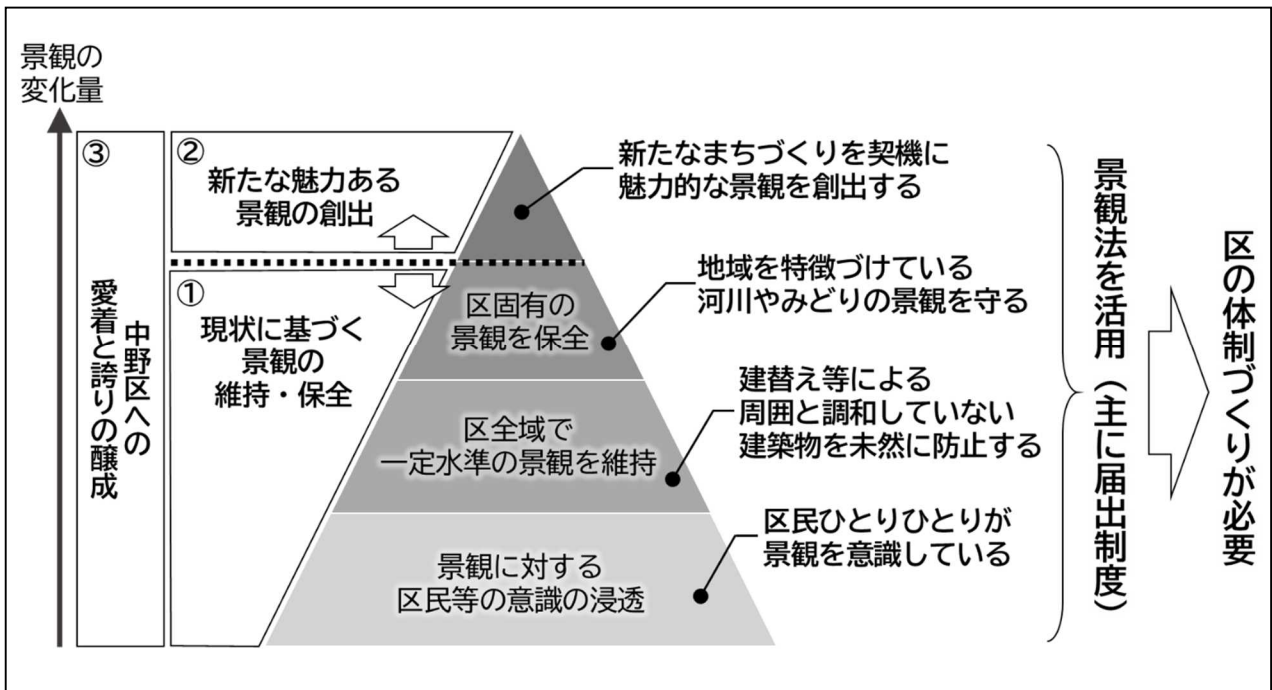
現在、中野区景観方針（令和4年6月）で定めた基本目標に基づき、景観づくりに関する検討を進めている。

景観づくりの基本目標

「つながる はじまる なかの」
～自分のまちに愛着と誇りを持てる都市景観をみんなの手でつくる～

(2) 景観づくりの取組み方

- ① 現状に基づく景観の維持・保全
- ② 新たな魅力ある景観の創出（まちづくりとの連携）
- ③ 中野区への愛着と誇りの醸成

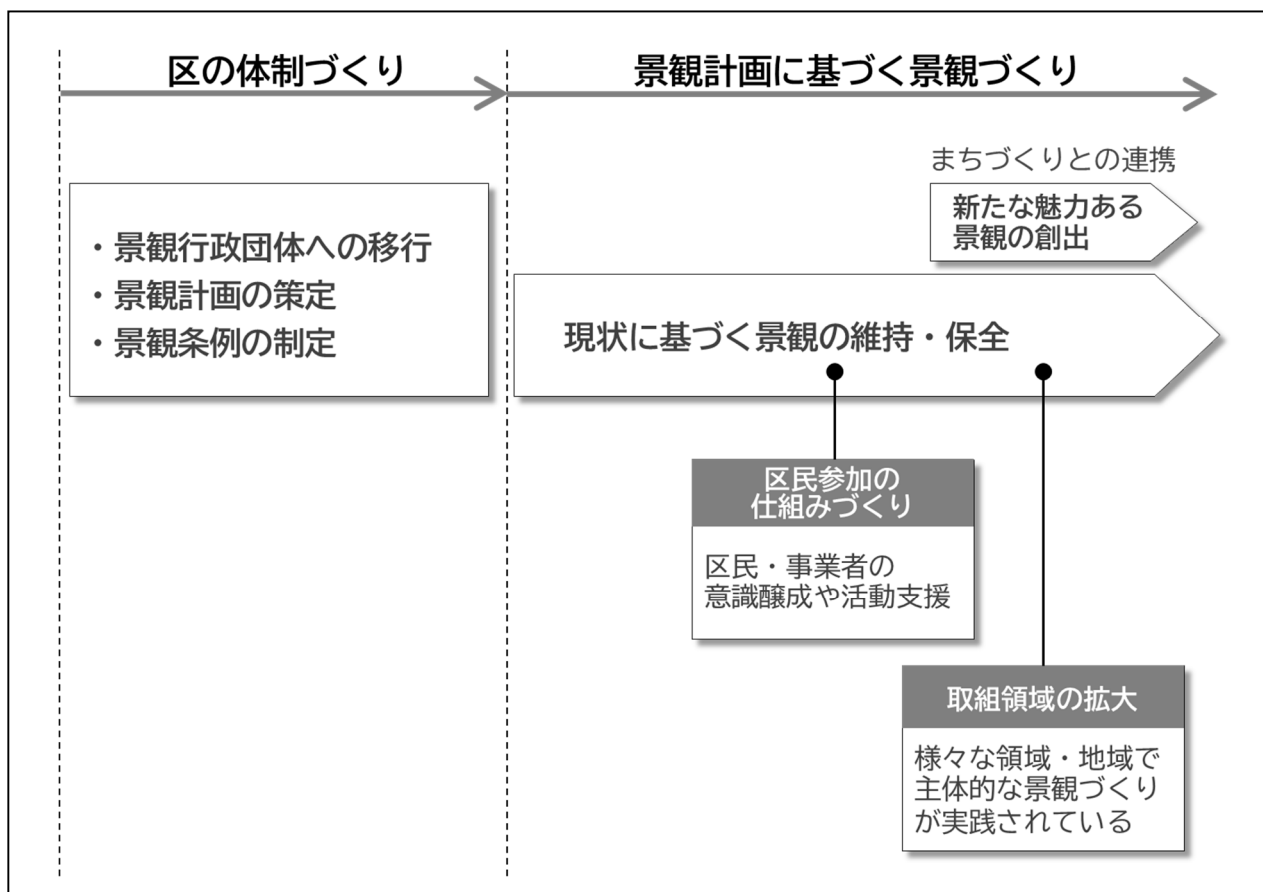


取組み方

(3) 景観づくりの取組の進め方

良好な景観形成は長い時間を要することから、まずは、景観法（主に届出制度）を活用するための区の体制づくりを進めるとともに、景観に対する区民等の意識の浸透を行いながら景観づくりを進めていく必要がある。

その上で、将来的には区、区民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの立場での役割のもと、主体的に景観づくりに取り組んでいくことを目指す。



取組の進め方

4 区の体制づくりの考え方

(1) 目的

- ① 良好な景観形成に対する区民や事業者の理解・意識を高める
- ② 景観法に基づく景観行政事務（主に届出制度）を区が主体的に行う
- ③ 景観に関する区独自の制限を設ける（地域特性に応じたきめ細やかな制限を設ける）

(2) 進め方

- ① 景観行政団体への移行
- ② 中野区景観計画の策定、中野区景観条例の制定

5 今後の予定

令和5年度	中野区景観計画素案の検討
令和6年度	中野区景観計画素案の作成 景観行政団体への移行に係る東京都協議（景観法98条）
令和7年度以降	景観行政団体へ移行、中野区景観計画の策定、中野区景観条例の制定